

真室川町社会体育施設使用料一覧

町民体育館使用料						
区 分		使用料/時間 (円)				
		アマチュアスポーツで使用	各種大会(1大会)	左記以外で使用		
主競技場(アリーナ) 問合せ先：町民体育館(TEL：0233-62-3411)						
全部を単独で使用	入場料無の場合	児童・生徒	610	-	-	
		上記以外の者	1,230	-	-	
	入場料有の場合	児童・生徒	1,230	-	-	
		上記以外の者	2,460	-	-	
	入場料無の場合	平日	-	-	4,110	
		土日等	-	-	6,170	
	入場料有の場合	営利目的以外	平日	-	-	8,220
			土日等	-	-	12,340
営利目的の場合		平日	-	-	16,450	
		土日等	-	-	25,710	
半分を単独で使用		児童・生徒	300	-	-	
		上記以外の者	610	-	-	
一部分を個人で使用		児童・生徒	100	-	100	
		上記以外の者	200	-	200	
各種大会で使用		中・高・一般等の大会	-	20,570	-	
照明使用料(使用時)		全灯	1,020			
		半灯	510			
		1/4点灯	250			
附属施設設備						
会議室		100	-	200		
放送設備		150	-	300		
フロアシート		200				
仮設ステージ		510				

町民武道館・町民球場使用料				
区 分		使用料/時間 (円)		
		アマチュアスポーツで使用	各種大会(1大会)	左記以外で使用
町民武道館 問合せ先：中央公民館(TEL：0233-62-2305)				
児童・生徒		610	-	3,080
上記以外の者		1,230	-	3,080
中・高・一般等の大会		-	5,140	-
町民球場 問合せ先：町民体育館(TEL：0233-62-3411)				
入場料無の場合	児童・生徒	50	-	1,020
	上記以外の者	100	-	
入場料有の場合	児童・生徒	100	-	2,050
	上記以外の者	250	-	
中・高・一般等の大会		-	10,280	-
照明使用料(使用時)		全灯	5,140	
		半灯	2,570	

町民テニスコート・多目的運動広場・ターゲットバードゴルフ場・グラウンドゴルフ場使用料			
区 分		使用単位	使用料(円)
町民テニスコート 問合せ先：町民体育館(TEL：0233-62-3411)			
コート		1コート・1時間	200
照明使用料(使用時)			610
各種大会		1大会	20,570
町民多目的運動広場 問合せ先：町民体育館(TEL：0233-62-3411)			
広場・半面	児童・生徒	半日単位	1,020
	上記以外の者		2,050
照明使用料(使用時・半面)	児童・生徒	1時間	3,080
	上記以外の者		6,170
各種大会		1大会	20,570
ターゲットバードゴルフ場・グラウンドゴルフ場使用料 問合せ先：町民体育館(TEL：0233-62-3411)			
個人使用		1年間・1人	1,020
各種大会		1大会・1人	200

トレーニングマシン使用料		
区 分	使用料(円)	
	中学生・高校生	一般
トレーニングマシン 問合せ先：町民体育館(TEL：0233-62-3411)		
1年券	1,020	3,080
1回券	300	510

秋山スキー場			
区 分	使用料(円)		
	9:00~16:00	18:30~21:00	シーズン券
秋山スキー場 問合せ先：真室川町教育委員会(TEL：0233-62-2223)			
児童・生徒	100	200	2,570
上記以外の者	300	410	5,140

- この表において「土日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する日(その日が日曜日に当たるときは、その翌日)をいう。
- この表において「児童・生徒等」とは、幼稚園、保育所及び小学校の児童、中学校の生徒またはこれらに準ずる者をいう。
- この表において「入場料を徴収する場合」とは、占有者がいずれかの名目であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 主競技場の半分を占有する場合の使用料は、所定の使用料の1/2に相当する額とする。
- 町外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、所定の使用料に150/100を乗じて得た額とする。
- 使用料を算出する場合において、使用する単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。
- 半日とは、午前・午後の区分とする。